

(お知らせ)戸籍情報連携開始に伴う戸籍・国籍届出手続きの一部変更について

令和6年3月19日
在ギリシャ日本国大使館

令和6年4月1日から、在外公館において、婚姻届、離婚届、認知届、養子縁組届等の戸籍・国籍に関する届出を行う場合、法務省の戸籍情報連携システムとの連携により、原則として戸籍謄本の提出が不要となりますのでお知らせいたします。(注1)(注2)(注3)

(注1)出生届(国籍留保届を含む)、死亡届等につきましては、従来から戸籍謄本の提出は不要です。

(注2)原戸籍・除籍を含む戸籍情報の一部につきましては、電子データ化されていないため、従前どおり戸籍謄本を提出していただく必要があります。

(注3)在外公館における戸籍・国籍に関する届出以外の手続(例えば、パスポートの新規申請や出生証明・婚姻証明の申請等)につきましては、従前どおり戸籍謄本を提出していただく必要があります。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911 FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp